

甲府駅北口公共施設の管理を指定管理者に行わせるに当たって、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定によって指定管理者を公募することを、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月2日

甲府市長 樋口雄一

1 指定管理者を公募する施設の概要

① 市道北口駅前広場線

(1) ペDESTリアンデッキ（本体部）

- ・構造：鋼床版箱桁
- ・外寸：(W)37.0m×(D)21.0m×(H)5.0m
- ・地上高：6.2m
- ・面積：777.0㎡

(2) ペDESTリアンデッキ（歩道部）

- ・構造：鋼床版箱桁、テント膜構造（屋根）
- ・延長：(W=4.0m)103.0m
(W=2.5m)21.5m
(W=2.0m)19.0m
- ・階段：4箇所

(3) エレベーター（ペDESTリアンデッキ本体）

- ・用途：乗用兼車いす用
- ・定員等：18人乗り、1,200kg
- ・かご寸法：開口1.4m、奥行2.0m、高さ2.35m
- ・特記仕様：車いす仕様、視覚障がい者仕様、音声案内装置、防犯カメラ等

(4) エレベーター（武田通り）

- ・用途：乗用兼車いす用
- ・定員等：11人乗り、750kg
- ・かご寸法：開口1.4m、奥行1.35m、高さ2.3m
- ・特記仕様：車いす仕様、視覚障がい者仕様、音声案内装置、防犯カメラ等

(5) エスカレーター（ペDESTリアンデッキ本体）

- ・公称幅：1.0m
- ・輸送能力：9,000人/h
- ・監視装置：遠隔監視診断装置用インターフェース付
- ・特記仕様：屋外仕様付、自動運転仕様付（光電ポール付）等

② 市道甲府駅周辺土地区画整理2号線（舞鶴城公園西通り線）

- ・延長：約185m
- ・幅員：約17m

③ 市道甲府駅周辺土地区画整理9号線（北口1号線、階段）

(1) 北口1号線

- ・延長：約607m
- ・幅員：約9～12m

(2) 舞鶴跨線橋から歴史公園への階段

- ・延長：約8m
- ・幅員：約2m

④ 市道甲府駅周辺土地区画整理10号線（北口2号線）

- ・延長：約167m
- ・幅員：約8m

⑤ 市道甲府駅周辺土地区画整理24号線（武田神社前通り線、北口駅前広場）

(1) 武田神社前通り線

- ・延長：約92m
- ・幅員：約17m

(2) 北口駅前広場

- ・所在地：甲府市北口二丁目170番1ほか
- ・敷地面積：3,658㎡
- ・バス乗場：4箇所

- ・タクシー乗場：2箇所
- ・タクシープール：15台分
- ・他の施設：ソーラー時計塔、総合案内板（音声案内装置）、バスシェルター等

⑥ 甲府駅北口第1駐車場（ペDESTロリアンデッキ本体部下）

- ・所在地：甲府市丸の内一丁目12番11ほか
- ・敷地面積：373㎡
- ・駐車台数：18台（内1台は障がい者用）
- ・駐車料金：（午前7時から午後9時）
最初の30分まで無料、その後30分毎に150円
（午後9時から翌日の午前7時）
最初の30分まで無料、その後1時間毎に100円
- ・機器仕様：フラップ式

⑦ 甲府駅北口第2駐車場（舞鶴跨線橋下）

- ・所在地：甲府市丸の内一丁目558番4
- ・敷地面積：550㎡
- ・駐車台数：18台（内1台は障がい者用、2台はマイクロバス用）
- ・駐車料金：（午前7時から午後9時）
最初の30分まで無料、その後30分毎に150円
（午後9時から翌日の午前7時）
最初の30分まで無料、その後1時間毎に100円
- ・機器仕様：フラップ式

⑧ 甲府駅北口第1自転車駐車場（愛称名「ふじでん Bicycle Parking」）

- ・所在地：甲府市丸の内一丁目1番19号
- ・構造：鉄骨造2階建（自走式）
- ・敷地面積：784㎡
- ・延床面積：1,237㎡
- ・収容台数：1,020台（自転車専用）
- ・収容形態：傾斜式自転車ラック

⑨ 甲府駅北口第2自転車駐車場

- ・所在地：甲府市北口二丁目170番9ほか
- ・構造：平面（アスファルト舗装）
- ・敷地面積：552㎡
- ・収容台数：自転車224台、原動機付自転車83台
- ・収容形態：傾斜式自転車ラック（自転車用）

⑩ 甲府駅北口多目的広場（愛称名「アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場」、公衆便所を含む）

(1) 多目的広場

- ・所在地：甲府市北口二丁目171番ほか
- ・敷地面積：4,827㎡
- ・用途：多目的広場
- ・主な施設：ミスト装置、水飲場等

(2) 公衆便所

- ・所在地：甲府市北口二丁目170番10
- ・総床面積：39.2㎡
(男性用16.72㎡、女性用16.72㎡、身障者用5.76㎡)
- ・便器数：大7、小4、手洗い7
- ・その他：音声ガイダンス装置

⑪ 甲府市歴史公園（甲府市歴史公園駐車場を含む）

(1) 甲府市歴史公園

- ・所在地：甲府市北口二丁目170番7ほか
- ・敷地面積：6,039㎡
- ・主な施設：山手門、山手渡櫓門、展示施設、車いす用エレベーター、映像装置、せせらぎ水路

(2) 甲府市歴史公園駐車場

- ・所在地：甲府市北口二丁目170番7
- ・敷地面積：437㎡
- ・駐車台数：15台（内1台は障がい者用）
- ・駐車料金：（午前7時から午後9時）

最初の1時間まで無料、その後30分毎に100円

(午後9時から翌日の午前7時)

最初の1時間まで無料、その後1時間毎に100円

- ・ 機器仕様：フラップ式

⑫ 藤村記念館（多目的広場内）

- ・ 所在地：甲府市北口二丁目2番1号
- ・ 敷地面積：460㎡
- ・ 建築面積：169㎡
- ・ 延床面積：358㎡
- ・ 構造：木造2階、一部3階建
- ・ 施設の内容：事務室19.83㎡、展示室19.83㎡、
交流広場99.98㎡、通路29.75㎡、
第1展示室34.70㎡、第2展示室（復元教室）86.76㎡
第3展示室9.92㎡、収蔵保管室34.70㎡、
ベランダ19.83㎡、太鼓楼5.45㎡
- ・ 付帯設備：電気設備、空調設備、給排水設備、機械警備設備、消火設備
- ・ 指定：国指定重要文化財（建造物）昭和42年6月15日指定
- ・ 建築年月日：明治8年12月4日建築

2 指定管理者の主な業務

(1) 甲府市道に関するもの（上記①～⑤）

- ・ 清掃
- ・ 植栽の管理
- ・ 道路構造物及び附属物の保守、点検
- ・ 自主事業の企画、開催（賑わいの創出等、ペDESTリアンデッキに限る）
- ・ 施設の破損、故障等の点検及び道路管理者への報告

(2) 自動車駐車場に関するもの（上記⑥、⑦、⑪）

- ・ 清掃
- ・ 管理運営
- ・ 駐車場設備の保守点検

(3) 自転車駐車場に関するもの（上記⑧、⑨）

- ・ 清掃

- ・自転車の整理
- ・利用者への指導
- ・放置自転車の移動、撤去

(4) 多目的広場及び歴史公園に関するもの（上記⑩～⑪）

- ・清掃
- ・植栽の管理
- ・管理運営
- ・自主事業の企画、開催（賑わいの創出等）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可に関する業務（都市公園法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、歴史公園及び多目的広場の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に係るものに限る）（占用の許可）
- ・甲府市都市公園条例（昭和32年12月条例第52号）第5条第1項及び第3項の許可に関する業務（制限行為の許可）
- ・利用調整
- ・来園者対応

(5) 藤村記念館に関するもの（上記⑫）

- ・清掃
- ・管理運営
- ・自主事業の企画、開催（賑わいの創出等）
- ・来館者対応

3 指定管理期間

- ・令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 募集要項の配布場所及び配布期間

- ・配布場所：〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
まちづくり部まちづくり総務課（本庁舎8階）
※甲府市ホームページからもダウンロード可能。
- ・配布期間：令和5年10月2日（月）から令和5年10月17日（火）
午前8時30分から午後5時00分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

5 申請書の提出先及び受付期間

持参又は書留郵便により、最終日の午後5時00分（必着）までに提出のこと。

電子メール及びFAXでの提出は、受け付けない。

- ・提出先：〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
まちづくり部まちづくり総室総務課（本庁舎8階）
- ・受付期間：令和5年10月10日（火）から令和5年10月31日（火）
午前8時30分から午後5時00分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

6 問合せ先

〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

まちづくり部まちづくり総室総務課（本庁舎8階）

電話番号：055-237-5797

FAX：055-230-1039